

この投稿は、学会の見解を示すものではなく個人の責任においてなされたものです。
一切の責任は、投稿者本人に帰するものとします。

2008.05.21

「化審法は世界最初の化学物質規制法である」には 強調に値する価値はない！

星川欣孝

平成 18 年 12 月に発表された産業構造審議会化学物質政策基本問題専門委員会の中間取りまとめ案（パブリックコメント版）に次の記述があった。

「昭和 48 年に制定された化学物質審査規制法は、・・・市場導入前の安全審査や有害物質の製造規制等を規制した世界最初の化学物質規制法であり、米、EU 等において同趣旨の規制法の整備が行われる契機ともなっている。」

しかし、この記述は事実に基づいていないところがあるというパブリックコメントの指摘により、修正版の後半部分は「米、EU 等においても、同様の市場導入前の審査等が規定された規制法が整備されている。」に書き直されていた。この修文が意味することは、産業構造審議会および経済産業省が「化審法が米、EU 等の規制法と同趣旨であると言えないこと」および「化審法が米、EU 等の規制法の整備の契機でないこと」を公に認めたことである。パブリックコメントの指摘の論拠が、同法制定の基礎である軽工業生産技術審議会の答申および経済産業省も参加していた 1970 年代初期の経済協力開発機構（OECD）の活動であったことから、経済産業省も記述の不適切さを認めざるを得なかったと考えていた。

ところが、経済産業省は事実に基づかない上記の記述をその後も使用し続けている。例えば、平成 19 年 8 月の平成 20 年度予算概算要求等に係る事前評価書の平成 20 年度における施策の展開の冒頭に上記の中間取りまとめ案（パブリックコメント版）の表現がそのまま使用されている。この事実から懸念されることは、パブリックコメントによる修正版が省内の政策形成過程において正当に扱われていないことである。単にパブリックコメントの指摘に応じて文章を表面的に手直ししただけで、認識そのものは改めていないという疑念である。このような姿勢の下では適正な政策は形成できないのではないかと懸念せざるを得ない。

また、上記の前半部分の「世界最初の化学物質規制法」の記述は、その当時審議されていた米国の TSCA（有害物質規制法）案の制度等を参照して化審法の枠組みが組み立てられたことおよび OECD 加盟国がその当時国際調和を目指して論議していた化学物質総合管理の動きに全く配慮しなかったことを考えれば、協調性に欠けた事実の曲解による誇張表現であり、特記に値するほどの事実ではない。

しかも、経済産業省のこれらの文書には「世界最初の」と同様に事実の曲解による誇張表現が他にもある。その一つは「累次にわたる制度の見直しや・・・、化学物質審査規制法に基づく市場導入前の事前審査制度等の高度化や、」の「高度化」である。化審法の前審査

制度のハザード評価はこれまでに2度改正された。30年以上の間にたった2度は「累次」に該当しないのみならず、いずれの改正においても OECD が 1982 年に理事会決定した上市前最小データセット (MPD) に比べて極めて限定的な修正に留まり不十分なものであった。今や化学物質初期リスク評価のグローバルスタンダードである MPD および SIDS (スクリーニング情報データセット) を基準にすれば、化審法の現行事前審査制度はそれに遠く及ばない不完全なものである。労働安全衛生法に分散されている事前審査制度と合体させても、日本の事前審査制度の現状は欠陥が多く、客観的に「高度」な制度であると評価されるものでは決してない。

経済産業省は過去に、他の OECD 加盟国と足並みをそろえて OECD の理事会決定に呼応した事前審査制度への改変を試みたことがあった。しかしその試みも、1986 年の化学品審議会安全対策部会の意見具申には明示的に記述されたものの、省内の政策課題として取り上げられ、政策として実現することはなかった。現在、OECD の高生産量化学物質初期リスク評価 (HPV) プログラムへの対応が、関連法規の法定制度の枠の外でなされている異常な事態も、その根源は OECD の理事会決定に呼応した法定事前審査制度への改変という OECD 加盟国としての当然の責務を果たさなかった政府の不誠実さにある。

1992 年の UNCED (国連環境開発会議) におけるリオ宣言とアジェンダ 21 の採択は、政府を始めとする社会各層がそれぞれの役割を尊重しつつ社会経済制度を抜本的に再構築する決意の現れで、新しい時代の幕開けであった。そして、特にアジェンダ 21 第 19 章の化学物質管理の適正化に関しては、IFCS (化学物質安全政府間フォーラム) というリオ宣言の理念に相応しい社会各層を交えた協調活動の場を設定して目覚ましい成果を結実させてきた。そしてその後も世界は目覚ましい速さで動いている。2002 年には WSSD (持続可能な発展のための世界首脳会議) において実施計画を採択し、これは 2006 年の SAICM (国際化学物質管理の戦略的取組み) の世界行動計画に発展している。

今後の日本の化学物質管理政策は、UNCED のリオ宣言の理念とアジェンダ 21 第 19 章に掲げられた目標を基礎としつつ、こうした新たな時代に相応しい総合管理体制の構築を目指したものでなければならない。その出発点となりうるのが国際的合意に従って国内各層の参画によりナショナルプロファイルと改善行動計画を策定し、広く内外の意見を率直に聴くことである。心にもない修文に時間と労力を費やすことは無意味である。

このような社会経済環境の大きな変化に直面して、新たな時代環境への適切な対応や化学物質管理体系の国際統合化を実現するためには、「化審法は世界最初の化学物質規制法である」とか「化学物質審査規制法に基づく市場導入前の事前審査制度等を高度化した」などといった、正確な事実認識に欠け、かつ、縦割り行政に依拠した独断的な姿勢は判断を誤らせる最大の阻害要因である。当事者や市民の視点に立って社会に受け入れられる方向に大幅に軌道修正する必要がある。

この資料の一部または全部を著者に無断で転用することはできません。